

# 「子ども手当」が始まります

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、今までの児童手当に代わり、平成22年4月から「子ども手当」が始まります。

## ◎子ども手当の概要

### 1. 支給対象者

中学校終了前までの子ども（平成7年4月2日以後に生まれた子ども）を監護し、かつ生計を同じくする保護者の方。（所得制限はありません。）

### 2. 支給額

平成22年度については、子ども1人につき、月額13,000円

### 3. 支給月

6月・10月・2月に前月分までを支給します。  
（平成22年6月は2・3月分児童手当も支給します）



## ◎子ども手当の申請手続きについて

子ども手当を受給するために、申請手続きが必要となる方は以下のとおりです。

- ・ **中学校2年生、3年生がいる保護者**
- ・ **今まで児童手当を受給していない保護者**

（詳しくは右のフロー図をご覧ください）

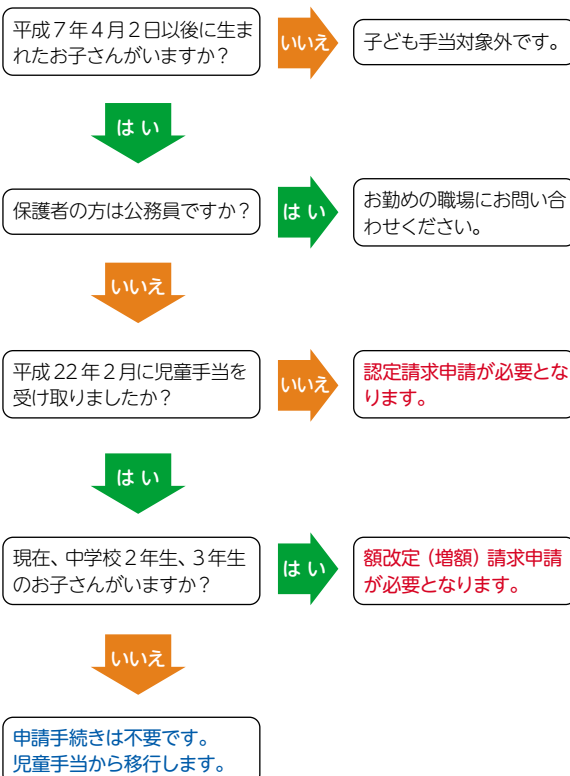
手続きが必要な方には、**「子ども手当に関するお知らせ」**を先に送付しておりますので、お早目に手続きをお願いします。

なお、今まで児童手当を受給していない方で、お子さんが町外に居住している保護者の方は、役場では把握が出来ませんので、保健福祉課または住民生活課までご連絡ください。

### ※手続きに必要なもの

- ・ **印鑑（認印）**
- ・ **健康保険証（保護者のもの）**
- ・ **保護者本人名義の通帳**  
（2月に児童手当を受給している方は不要です）
- ・ **お子さんの世帯の住民票謄本**  
（お子さんが別居している方のみ必要です）

## ◎子ども手当の申請の必要な方



## ◎申請受付について

申請受付については、本庁保健福祉課、支所住民生活課で受付いたします。

6月の支給に間に合うためには、5月25日（火）までに手続きをお済ませください。

※5月17日（月）から5月21日（金）までは午後7時まで受付いたします。

※5月23日（日）は午前8時30分から午後5時まで受付いたします。

【お問い合わせ先】 保健福祉課・福祉チーム 電話 22 - 3042（直通）  
住民生活課・民生チーム 電話 25 - 2511（内線 554）